

報道関係者各位

平成28年8月30日

第4回「甲府交通圏タクシー準特定地域協議会」の書面開催について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条第1項及び同法施行規則第10条の5第1項の規定に基づき、関東運輸局長から甲府交通圏タクシー準特定地域協議会長に対しまして「公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更」に関する通知がありました。

つきましては、甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条の16に基づき、書面を構成員に送付しその意見を聴取する書面開催とし下記のとおり実施いたしますのでお知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として加入したい方については、9月6日(火)までに下記の問い合わせ先にお申し出ください。

記

- ・意見聴取受付開始日 平成28年9月9日(金)
- ・意見聴取内容 公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する意見
- ・意見書面提出先 〒406-0034
山梨県笛吹市石和町唐柏1000-7
一般社団法人山梨県タクシー協会内
甲府交通圏タクシー準特定地域協議会事務局

【問い合わせ先】

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会 事務局
一般社団法人山梨県タクシー協会
志村・菊島 055-262-1212